

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 6月29日
照会部署名 高知東年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用調査課長) 藤田 桂
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 岩本龍一

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2010-10	本部受付番号 No. 2010-723
--------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

算定基礎届の報酬決定について

(内容)

- 給与期間の途中に研修があり、就業規則により研修期間中の給与を別途定めている下記のような場合、当該別途に定めている給与を算定基礎届の決定に含むべきか否か。

記

給与締切日及び支払日 每月20日締め・当月25日支払い(月給制)
研修期間 5月10日～6月15日まで
当該期間について就業規則により100,000円の報酬(以下、特別給という。)支払いの規定あり(旅費等の実費弁済ではなく、当該期間は本来の月給でなく特別給を給与として支払)

算定基礎届に記載される内容

4月分	3月21日～4月20日まで	月給額を記入
5月分	4月21日～5月9日まで	月給額の日割り
	5月10日～5月20日まで	特別給の日割り
6月分	5月21日～6月15日まで	特別給の日割り
	6月16日～6月20日まで	月給額の日割り

合算した額を記入

支払基礎日数は、3ヶ月とも「17日」以上である。

以上のとき、

- ①5月分と6月分の取扱いについてあくまで給与として支払があり、かつ支払基礎日数が17日以上あるため、すべてを含んで3ヶ月の平均で標準報酬月額を決定。
- ②本来の月給額の支払ではないため、4月分の報酬のみで標準報酬月額を決定。

＜当事務所での見解＞

当事務所の見解としては、「健康保険質疑応答集（株式会社発行）1039P～1040P」を参考に課内で協議のうえ①の考え方で3ヶ月平均による決定が妥当であると考える。

今回の案件については、「全日本理美容健康保険組合」より照会があった事例であり、同様の事例が複数の都道府県に存在し、それぞれの管轄年金事務所に確認したところ見解が①と②の両方であったため、見解を統一してほしい旨依頼があったものである。当該健康保険組合も「保険者」であることから見解をお聞きすると、初めてでた事例で見解は出ていない。年金事務所の見解に合わせる予定をしているが、健康保険組合としても厚生労働省に見解を求めるとのことです。

（ブロック本部回答）

定時決定については、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定に基づき行われ、同規定により算定した額が著しく不当であると認められるときは、保険者が算定する額を報酬月額とする旨健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項において特例を規定している。

この特例の取扱いについては、昭和36年1月26日保発第4号通知により定められており、また、昭和36年1月26日保険発第7号通知において、これ以外の取扱いは原則として行わないものとされている。

よって、貴事務所の見解どおりと思われるが、各県の取扱いが統一されていないことから、品質管理部品質管理グループへの照会を要する。

回答日 平成22年 7月 1日

回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金支援グループ長 渡部 光則

連絡先 [REDACTED]

(本部回答)

定時決定に際し、保険者において算定する場合については昭和36年1月26日保発第4号、保険発第7号により示されている。

本件については当該通知に示されたケースに該当しないため、事務所の見解の①により定時決定されたい。

回答日 平成22年10月27日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----